

大蔵委員会議録第四十号

昭和二十九年四月十四日（水曜日）

午前十時三十三分開議

出席委員

- 委員長 千葉 三郎君
- 理事 淺香 忠雄君 理事 黒金 泰美君
- 理事 坊 秀男君 理事 山本 勝市君
- 理事 内藤 友明君 理事 久保田 鶴松君
- 理事 井上 良二君
- 大上 司君 大平 正芳君
- 吉米地 英俊君 福田 越夫君
- 藤枝 泉介君 福田 繁芳君
- 本名 武君 小川 豊明君
- 春日 一幸君 平岡 忠次郎君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 植木 庚子郎君
- 大蔵事務官（主計局長） 正示 啓次郎君
- 大蔵事務官（主計局次長） 佐藤 一郎君
- 大蔵事務官（銀行局長） 河野 通一君

委員外の出席者

- 国民金融 最上 孝敬君
- 公庫理事 椎木 文也君
- 専門員 黒田 久太君

四月十三日  
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第一四三三号）  
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案（内閣提出第一四七号）  
の審査を本委員会に付託された。

第一類第六号 大蔵委員会議録第四十号 昭和二十九年四月十四日

本日の会議に付した事件

参考人招致に関する件  
経済援助資金特別会計法案（内閣提出第一〇四号）  
財政法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二二二二号）  
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二二三号）  
国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案（内閣提出第二二三三三号）  
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第一三三三三号）

○千葉委員長 これより会議を開きます。  
議案の審査に入ります前にお諮りいたします。本委員会における国政調査の一環として金融問題、特に最近の小企業金融の実情につきましましては、ことに憂慮にたえないものがありまして、これが実情聴取のために次の四名の方を参考人として招致いたし、本委員会における中小企業金融対策樹立の参考といたしたいと存じます。すなわち商工組合中央金庫理事加藤八郎君、東京相互銀行専務取締役の市川匡君、城南信用金庫専務理事小原鉄五郎君、川崎中小企業信用協同組合渋谷政俊君の四名であります。この点異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○千葉委員長 異議ないようでありますから、さように決定いたします。な

お本問題は緊急を要すると思われまので、至急手配の上で、本日午後の金融小委員会におきまして実情聴取を行いたいと存じますので、さよう御了承を願います。

○千葉委員長 次に、経済援助資金特別会計法案、財政法等の一部を改正する法律案、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案、国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案の五法案を一括議題として質疑を行います。質疑は通告順によつてこれを許します。春日一幸君。

○春日委員 国民金融公庫にちよつとお伺いしたいのであります。公庫が、現在金融機関からほとんど見捨てられるにひとしいところの庶民金融の大きな任務を背負つて、そういう方向へ非常に能率的に金の貸出しを行つておられることは、私もその問題を特に重視いたしておる立場において特に敬意を表し、さらに今後その効果を高められるような方向へ向つて努力を集中されることを強く御期待いたしておるものであります。今さらさら恩給等を担保にして新しく融資できるようない／＼な金融制度が設けられようとしたしております。これに関連をいたしまして特に要望いたしたい一つのこととがございます。それは未亡人がいると子どもを養育して行く立場におい

て、下宿をやりたい、そのために公庫へその金を貸してくれと申し込んで参りますのが現在非常に多い様子であります。聞くところによりますと、飲食店とか旅館とか、そういうものは融資の対象となつて、事業方法書の中に大蔵大臣の認可を受けておるのだから、これはやれるのだが、しかし下宿というものは融資の対象になつていないから、従つてこれに必要とする資金は供給しがたいといふことと、多くの方が拒否されているのが現状でございます。これは、はたしてその通りであるかどうか、まずこの点をお伺いいたしたいと思つてあります。

○最上説明員 私どもの方の資金が非常にお申込みに対して少いので、いろいろ御迷惑をおかけして、お少い資金で多い御需要になるべく応じて行くといふことのために、お申込みの実際と緊要性というものを各出先でございまして、それによつてお貸付して行く見わけをつけるのことでございまして、その標準といたしまして、かつて非常に資金の欠乏して、かかつて非常に御指摘のありました通牒に、ただいま御指摘のありましたようなしつと下宿というものを慎重に扱ふといふことを申しております。これは普通の消費資金にお使いにならうという方が、しつと下宿ということを申し立ててお申込みになります。その方に重きを置いて行きますとほかの緊要な事業資金に手がまわり

かねるので、そういうことをやつておりました。しかし事情に應じまして、実際にそれによつて下宿業を営むということがはつきりいたしますれば、絶対にお貸ししないということではございませんので、一応の選択の目安としてそういうことを心得ておる次第でございます。

○春日委員 国民金融公庫は、文字通り国民大衆を対象とするものでございまして、特にその特色とするところは、社会保障政策にも深いつながりを持つものであるかと考へるのであります。そこでこのしつと下宿の問題であります。私がこの機会に特に強調いたしたいことは、主として母子家庭、未亡人が経営している家庭のことについて申し述べたいと思つてあります。かつて御主人が在世当時には盛大にやつておつた。従つて家が非常に広い。けれども子供が成長すれば、その家がやはり必要にもなろうし、のみならず主人の残して行つたものを守り抜いて行きたいとその未亡人が考へる。しかし子供を養育するためには、何らか収入の道をはからなければならぬが、それかといつて外へ出かせぎに行くといつても適當な方法がない。だから家を改造して、ひとつ下宿をやつてみたいという考へを持つのは、これは当然であると思つてあります。しかもそういうような堅実な方法によつて収入の道をはかつて行くことのために、国の機関が協力を与えて行くといふことはきわめて適切なことで

あるらうと思つてあります。かつて、なき主人が全盛のころには八畳の間も十畳の間も十二畳の部屋もあつたであらうが、こういう部屋を四畳半とか、あるいはさらに適當な部屋にこれを区画し直して、そして今まで四部屋か五部屋であつたのを八部屋か十部屋にふやして、学生とか、あるいはサラリーマンとか、こういう諸君に貸し与えることによつてしつらうと下宿が行える、それによつて相當な収入が得られる、もつて遺児が育成できて行くという、こういう家庭が相當あらうと思つてあります。この機会に私は主業者である河野銀行局長にお伺ひしたいが、しつらうと下宿の中には、なるほど今理事のおつしやつたようないろ／＼疑義のある面もあるであらうが、少くともこの際、母子家庭がその広い家屋をしつらうと下宿のために改造するための必要資金は、これを国民金融公庫の融資対象として取扱つて行くことについて、いいと考えられるか、あるいはこれは悪いと考えられるか、ひとつ御見解を伺ひたいと思つてあります。

○河野政府委員 お話の点はまことにごもつともな点であらうと思つてあります。十分に御意の点ははくんで、そういうことの必要な方途につきまして、実行に移すように国民金融公庫にもよく申し伝えたいと思つてあります。

○春日委員 ただいまの御答弁は、近ごろまれに見る名答弁であらうと思つてあります。鬼のような銀行局長にしてさう

いうやさしい御答弁が得られることは、まことに奇想天外のごときでございますが、ただいま国民金融公庫の理事もよくお聞き取りのことをごさいますようから、ひとつすみやかにこの問題につきまして、地方の国民金融公庫の窓口においては、下宿は融資の対象にならないといふので、さきに差せられた通牒に基いてそれらの申込みが全部拒否された形に相なつておるのでございませう。従つて大蔵当局と至急御連絡、御調整をはかられまして、こういうような諸君もひとつ融資を受けて、しつらうと下宿でおおるとの広い部屋部屋を改造して、しつらうと下宿ができて、ちようどこれは新学期でもありませうし、新しいそういう需要も今相當たくさんある折柄でありますので、そういう要望を満たし得るよう、もつて母子家庭の生業資金として、国民金融公庫の機能を十分に發揮されることを強く要望いたしまして、この点に對する私の質問を終ります。

○井上委員 国民金融公庫の恩給担保金融を行うことに關連をいたしまして伺ひますが、恩給担保貸付は二十八年十二月末でわずかに十八件、百八十八万円になつておりますが、本法がかりに成立施行いたしました後において、恩給担保の貸付の見込は一体どの程度になつておるか、またその資金はどのうになつておるか、この点をまづ明らかにしてもらひたい。

○河野政府委員 詳細は国民金融公庫の当局者から御説明申し上げたいと思つてありますが、資金のわくは、大体この法が通りましたら、二十九年といたしまして二十億を考へております。二十億が、年度内に回轉をいたしますもので

が約三億程度あると考へますので、累計といたしましては、大体二十三億程度このための金融の資金として使へる、かように考へております。詳細は国民金融公庫の方から御答弁申し上げます。

○最上説明員 ただいま十二月末の貸付の非常になかなかを御指摘いただきましたが、ちようど十二月には、まだ恩給担保貸付をいたしますのに私どもの方でいろ／＼交渉せねばならぬ郵便局窓口との連絡がつかないところが多うございまして、出方が少かつたのでございまして、その後続々出ておりました、三月末には、これはまだ仮締めでございまして、多少の違いがあるかと思つて、三千三百万円出ております。件数は大体想定でございませうが、七百八十件でございませうかと思つて、今後におきましては、ただいま銀行局長からお話ございましたようにいたすわけでございますが、大体第一・四半期は——御審議が進んだその結果によりまして、五月早々でもお申込みを受付けるようになつておりました、六月中に私も予定しておりますのは、大体二億程度をもつて行くといふふうに計画しております。

○井上委員 そうしますと、これは相対利率が高いようございませうが、年間資金わくが二十三億だいたしたとすると、大体その程度でまかなえると考へておられますか、問題はそこなんで

○最上説明員 實際ふたを明けてみませんと、消費資金まで幅を広げました結果、どうなるかは確實なところはわからないのでございませうが、ただいまの申込みの状態から見ると、月一億程度でございませう。これがある程度ふえましても、倍になりましたも年間二十億でございませうから、三倍ぐらになつても、今二十三億ございませうれば、普通の貸付の申込みに對する貸付の割合で行きますと、二割、三割というところではございませうから、その割合は維持できるのではないかと、こういうふうにお考へております。

○井上委員 貸付の平均の金額はどのくらいになつておられますか、それから申し込んでから貸付までの、いわゆる金が入り入りますまでの間はどのくらいの期間を要しておられますか。

○最上説明員 ただいまのところ平均が九万四千円ということになつております。今後消費資金が入りますれば、これが大分低下しやしないかと考へておられます。

それからお申込みになりましたからお貸付できますまでの期間は、まだはつきりした見通しはございませうが、ただいまのところですと一月程度はどのうしてもお待ち願わなければならぬという状態になつております。

○井上委員 この貸付は他の信用貸付と違ひまして、恩給証書が担保になるのでありますから、従つて調査その他に不必要な時間は要さないと考へておられます。証書さえ呈示すれば、本人の所有であるかどうかということさえ明らかになりますならば、ただちに貸付を開始してさしつかえない有担保貸付であります。どういふわけで一ヶ月もかか

るのですか。そこに私は——總裁が見えておられませんからあなたではどうかと思つて、国民金融公庫の業務内容が、国会の意思もありまして、大口金融から小口金融へ——特に町の金融機関が非常な混乱をいたしまして、一方政府としてもこのまま放任することができぬといふことから取締りの法律まで立案し、国会に提案をしておられるやうなわけで、国民金融公庫への需要は非常に増大して参る。そういう關係から、小口金融が非常に多くなつて参つてゐる。それに対して国民金融公庫の従業員数は、やはり一定のわくがきめられておつて、非常に過重な勤務を課せられておる実情じやないかと思つて、ただいま申しましたような、恩給証書を担保にして金融を受けるのにさへ、一月もせなければ金を借れぬという根柢は一体どこにあるか。これは結局人手不足から来ているのではないかと想像するのですが、人手不足ではありませんか。これだけ多くの件数を扱うのに、一人人員の關係はどういううぐあいになつておられるのか、現在の人員でおやりになれますか、あるいはこれだけ別に扱う人を各支所においてそれぞれ増員をいたしておられますか、それはどうなつておられますか。たとえば税金の方は、新税が設けられますと、これを徴収するのに一定数の職員は増員を確保しておられます。ところが金融公庫の方は、そういう新しい窓口が設けられるのに、従来の人をもつてやられたのでは、いたすらに事業分量が多くなつてサービスが悪くなり、お客さんに対して御迷惑をかけるということが現実に出て来ようと思つて、そういう新しい窓口を設けた場合、一人人

はどうなっているのか。それからこれに關連するのですが、今度五万円以下の小額の貸付をできるだけ早く能率的にやつていただくように、国会としても政府にいろいろ要求をいたしておつて、これがいよいよ具体化する事になつておりますが、この場合も、相当たくさん人がかりませんと——三万や五万の金を借りるのに一月も二月もかかつておつたのでは鳥もからずも飛んで行つてしまつて、何も役に立たぬ金になつてしまふ。だからそういう点は一体どうなつておりますか、そこをもう少し具体的に御説明を願いたい。

○最上説明員 たいまいらう、御注意いたされましたこと、まことにありがとうございます。私も店先でできる限りの努力をいたしておりますが、なか／＼十分な手配ができませんので、いつも御迷惑をおかけして居ると思つてあります。このたび新しい人員として百三十人ふやしていただくことになつております。そのうち新設支所に若干置きまして、あと残りをもつて従来の店先を補つて行くことになりまふ。ですから、せい／＼一箇所一人ないし多くて二人ということになると思ひます。ただいま御心配いただきました特別小口貸付、これは手つとり早くお貸し付けすることをモットーとしておりますので、この方につきましては特別な窓口、それから貸付までの特別なコースをつくりまして、現在の人の中から一部そちらへさいてずつと備えるか、あるいは全体の人が朝一時間か二時間、その方に手をさくかいたしまして、その方をお申込みを受けますとすぐ調べにかかると。しかもこれは小口でございますので、実地に調べ

るといふことは原則としていたしませんで、その店先へおいで願つてそこでお調べする。われ／＼面接調査と称しておりますが、そういう方法でやります。この点でかなり早くなると思ひます。従来私どもの貸付が非常に長引いて御迷惑をかけておりますのは、お申込みをいただきましたのがたまつてお相日時日を経過する、そういう点にございまして、これを小口のものにだけ改めまして、なるべく早くその方の調査に着手することにしたと思います。しかも面接で済ますという方針でありますので、この方はかなり早くやつて行けると考えております。

それから恩給の方につきまして、これは新しく始める仕事でございますので、はつきりした手順、見通しがまだ完全にはついておりませんが、この方につきましても、今度増員になつたら専任の職員を一、二名置きまして、御要望に沿うように努力いたしたいと考えております。

○井上委員 私ちよつと大きつばに調べたのでありますけれども、昨年度の町の金融機関が動揺いたしました。これは年々というものは、もろはこれは年末の關係もありませんが、国民金融公庫への金融の申込みが非常に勢いでふえて来ています。従来百人申込みますと大体三〇〇くらいがどうにか得られ、あと七〇〇の人はどうにもならぬ状態に放任されておつた。これは調査不十分、出した書類が不十分ということもありましよう。ところがその後ものすごく申込みが殺到いたしますのに、さばき切れずして、従来は三割程度までさばいておりましたものを、最近では二割をち

よつと上まわるくらい程度しかさばいておられない。こういうように、小口金融の必要が非常に高まつて来ておるのに、その窓口を受持つ国民金融公庫が、人員不足のため十分サービスが得ない、ためにあなたが、行員というか、職員を鼓舞激励して、お客さんに迷惑をかけぬようにすみやかに事務を処理してやりたいという親心はよくわかりますが、しかし末端の実際の業務に携わつて居る人は、申込みと調査に追われまして、しかもその調査も、電車に乗つて一日二軒か三軒行つたらいいというふうな状態で、なか／＼能率的に行われておりません。そういう關係から、人を減すならば調査に便宜な方法、たとえば自動車を使うとかスクーターを使うとか、あるいは電話連に絡よつてもつと確実な保証人をいただくような指示をすることかというふうな、能率的な調査事務というものが行われていない。だからあなたの方で、そういう能率的な調査事務が行得ない予算内容であるならば、ここに幸い大蔵省の主計局の方がおいででございますか、定員はもう本年はどうにもならぬというならば、せめてここ当分小口金融が非常に輻濺いたしておる間だけでも、非常勤の職員を雇つてもらうことを談判したらどうですか。それから大蔵省の主計局の方は、この実情をどうお考えになりますか。あなたの方は予算にこだわつて、それは相ならぬと言うか、それをひとつあなたの方から御答弁願ひたい。實際仕事ができるようにしてやらなければ、せつかく政府がつくつた機関が国民から喜ばれることになりませんから、定員をふやすことがとてきなれば、非常勤をこの際一

部認めるという英断をやつていただきたいが、その点はどうですか。国民金融公庫の方は、ふやしてもらいたいにきまつておるが、あなたの方は、いろいろな關係があつてなか／＼うんと言われぬにきまつておるのか、そこを正示さん、責任のある御答弁をして、局長なり偉い人に話してその点はやらなければならぬまい、こういうことに話をつけてもらいたいと思うが、どうだろうか。

○正示政府委員 たいまいらのお話まことにございまして、非常に重要な仕事で新しく量的にふえるわけでございますが、御承知のように、政府の方におきましては、行政整理というふうなこともやつておるのであります。この点は公庫についてはやつておりません。それから公庫は非常に能率的に仕事をやつておられるのであります。私どもとしては、それらの点につきましても今後いろいろ改善をしていただくということをかね／＼考えておるわけでありまふ。ただ今お話のように、事務の性質上、これは迅速に事を処理しなければならぬのでございますから、今後の実績等も検討いたしまして、お話のように、部内におきましても十分研究をいたしたいと思ひます。

○井上委員 この公庫は、たしか昨年五億円ほどに剰余金というか、利益金を納付してあります。この公庫は、そもそもそんなに利益を上げなければならぬ営利的な業務じゃないのです。もちろん金を貸すのですから、だれでもかれでもいいというわけには行きまふまいが、(貸倒れをつくれと呼ぶ者あり)貸倒れをつくれということを私

は勸奨はいたしません。かように事務が輻濺して、實際申し込んでから二月も三月もしなければ金が借りられぬというふうなこの事態は何とあつて改善しなければならぬ。そのためには、人手をふやすとか、それともさきに申しましたような、事務能率を高めるために交通機関をもつと活用するとか、電話その他をもつと大幅に活用するとか、人を使わなければ物で解決して行く、どちらか能率を高めて行くような予算的措置をあなたの方でも認めてあげて、せつかく政府が、一方町の金融機関に対して規制を加え、一方正規な金融機関の育成をはかろうとする場合には、その点に対する政府の親心をこの際お示し願ひたいと思ひます。

そこでもう一応この点について確かめておきますのは、この五万円以下の小口貸付について、一箇月以内で貸出しのできる自信がありますか、これを明らかにしてもらいたい。

それからもう一点、この点に關して伺つておきたいのは、恩給担保で金を貸しました場合、私よく恩給法をまだ調べておりませんが、万が一貸し付けた相手の人が死亡いたしました場合、一体、貸付金はどういうことになりますか、その点も一応明らかにしたいと思ひます。

○最上説明員 たいまいらの一箇月以内で貸し付けられることかという御質問でございますが、これは今後のお申込みの状態によるのであります。普通のお申込みのぐあいでしたら、もちろん一箇月もかからないで、今のようにな仕組んでやりますと、お貸付ができると思ひます。ただ非常に殺到して、

たとえば公庫の開業当初のごとく、お申込みが非常に多く、どうにも処置のつかないということも超らないとは申し上げかねるのであります。そういう場合には、私もどうして一時お申込みの受付を停止せねばならぬ、非常に残念なことです。そういうことになるかも知れません。そういたしまして、少くとも一箇月以内、場合によりましてはその半分くらいで御用立てして行きたい、こう考えております。

それからもう一つの、債務者がなくなつた場合どうするかということでございますが、これは一般の従来の貸付と同様でございます。保証人をいただいておられますので、その保証人の方をお願いしなければならぬということになるわけでございます。

○井上委員 もう一点伺いますが、ただいまのお話では、大体現行の機構、組織においてあまり申込みがない場合というのは、一箇月くらいなら何とかなろうというふうな印象を私は受けたんです。しかし現在において、すでにさきに申しますように、昨年の夏ころまでは大体三〇%を消化しておつたが、最近になつては二〇%からたか／＼二五%くらいしか消化できない、こういう実績が出て来ているようであります。だからどうしてもあなたの方の職員を増加して、もつと早く調査して、能率的に貸し出して行くような方法を講じなければならぬと思つておられます。そういう場合、まだそこまであなたの方で具体的には、たとえば今二五%のものを三五%なり四〇%なり能率的に処理して行く場合の人間なり物なりの関係がどうかかわるかということについての具体的な調査をされてないかも知れません。

が、せつかく国会の意思によつて小口金融をできるだけ早く貸し付けるといふことをあなたの方におやりの願うために、ぜひ御検討願いたいと思つておられます。ただいまのことについて、具体的にどうすればどうなるかということをお聞きするのは無理かも知れませんが、公庫として十分御検討の上で、もし人間がいるならば、臨時職員でも雇うことをやつていただく、また必要な地域に対しては、せめてダットサン、三台くらい各支所に置いて、調査にどん／＼飛びまわつて行くくらいにせよなら、能率的に行きません。そういうことを一べん計画をして、その上でわれ／＼があなたの方に文句を言ふならば、これは私どもの方が無理でありますけれども、ただ営利の銀行の待遇やその他にらみ合せて、の他銀行あるいは金融公庫がこれだけの人でこれだけやつておられるから、こちらもこの程度で、そういうよその窓口を比較対照せずに、あなたの方の負わされた任務というものがいかに庶民、零細大衆に重要な任務を果さなければならぬかということをお考えになれば、他の市中銀行や金融公庫の使命とおのずから使命が違ひますから、その点を十分御検討くださつて、所要の対策をお立てくださつて、一応その案をわれわれに一べんお示しを願いたい、これを私は強く希望しておきます。きよはここで要求するのは無理と思つておられます。またさういふように、一応銀行局なり主計局なり公庫なり、三者一体になつて御検討願いたいということ、私はこの案について申し上げておきたいと思つておられます。

○久保田(鶴)委員 ちよつと関連します。今度の恩給担保の件につきまして、これを公庫の方で取扱うということになりますと、それでなくても公庫の方では職員の手が足りないで困つておられます。その困つておられますところへなほ今度これを取扱わせる、これはけつこうでございますけれども、手不足のためには十分私に合致することになるのではないかと、こう思う。そこでもう一つ私これに関連してお伺いしたいと思つておられます。大体公庫の方で貸し付けられるときに、手が足りないの、その貸付と同時に、借られる人たちの公証役場において公証をまかすというふうなことをやらせておられるが、大体どのくらい金額から連帯保証されておられるのかかわらずに、さういふこととをやらしておられるかということをお伺いしたい。

○最上説明員 御契約しますとき、公証役場の方を通します、いわゆる公正契約によりますものを、今のところ別に何万円以上というふうな規定はつくつておりません。ただ個々の窓口において実情に応じてやつておられるのですが、大体十方を越えますものは公証券にしておられるところが多いように存じております。

○久保田(鶴)委員 大体公証役場において連帯保証をやつておられるが、それ以上に手不足の折に、やはり公庫から職員が公証役場に、一つの問題にしても出て行かなければならない。たゞさんな人がこまかい金を借りるのに、職員が一々公証役場に出て行つてこの仕事をしなくちゃならぬというふうなことは、相当これはここにも手がかかるわけなんです。これはどうして

もやらなければならぬものなんです。私はこの手不足の折に、こういうようなものはなくした方がよいのじやないかと思つて、これをどうお思いになりますか。

○最上説明員 実際公正証書を使つて債権回収を法律相手段に訴えるのは、私も非常に少いと思つておられます。ただそれが借受けられた方々に心理的な強制力、心理的な圧迫というふうなものを与えまして、その方から返済を勧め、さういふ効果はかなり強いのではないかというのを考えておられます。それから手数料のかかるという点につきましては、これは地方々々取扱いが区別のようにございまして、かなり手数料を省く方法を講じておられます。たとえばお申込みの方々が一々おいでになることは少いのでありまして、委任状をいただきます。私どもの職員なりあるいは第三者の代表の方なり、さういふ方に来ていただいて片づくようになつておられます。時間は、公証役場の非常に混みますところでは一日、二日、あるいはもつとかかることがございまして、お手数の方におきましては、その御心配になるほど手数のかかることとはないと考えておられます。

商売をやるうというので金を借りよう、こう思うて借りに行かれる、さうしてまだ税金は払う時期に至つていない、こういうことについて私がお伺いしたときに、税金を払うために公庫の方に金を借りに行くのであるというふうな、私がお伺いしたような聞き方をあなたに話さつたらしい。私は税金を払うその金を公庫に借りに行くと言つたのではない。納付証の問題等においてあなたにお伺いしたのであります。あなたは、税金を払うのにその金を公庫に借りに行く、さう聞かれて私に答へられたように私は聞いておられます。私はさういふ聞き方をしておられるのではない。その点あなたからもう一べん伺つておきたい。

○河野政府委員 先般お尋ねのあつたことではありますが、私がお答えいたしましたのは、税金を払うための資金を国民金融公庫から出すということとは適当でないというのを実は申し上げたものではございません。やはり国の租税その他から出ておる資金でありますから、これはもつと有効に、かつ確実に貸し出されるということが必要である。さういうためには、やはり回収が確実にできる、その金が非常に有効に使われるということが、やはり貸し出す場合の一つの基準として重要であらうと思つておられます。その場合に、回収が確実にできるかどうかの材料の一つとして、たとえば税金もちゃんと納められておるといふようなことが實際問題として非常に大きな基準として考えられるのじやないか。しかしさればといつて、税金を滞納しておる者は絶対に貸さない

か、そういったこととして貸出しの基準をきめるということは適当でないといふことをこの前申し上げたのでありまして、その後私がお答え申し上げました範囲においては、今も同じように考えておるわけでありませう。従いまして税金を滞納しているから貸さないというようなことは、公庫自体としてもやつてはいないはずであります。もしそういうふうな事態がありますならば、これは十分注意して行きたいと考えておられます。

○久保田(鶴)委員 銀行局長、私は税金のことに触れておるのではない。私の尋ねているのは、たとえば今商売をやろうとする、商売をやりたいから、何か小さい事業をやりたいから公庫に金を借りて行く。すると、その事業をやりにかけて、まだ税金を払うまでに至っていない。そういう人たちは、税金の納付証を持って来いと言われたら、税金を納めていないから持つて行かれへん。このことを聞いています。私は税金を納める金を貸せということを言うておるのじやない。あなたは誤解して聞かれておるが、その点どうなんですか。私とあなたのその食い違いですね。

○河野政府委員 ちよつと私誤解いたしておりました。営業税その他の税を納める状態にまだなっていないという方が新しく仕事を始める、そういう場合には、税を納めてないから金を貸さないというようなことは、絶対に国民金融公庫としてやつてはいないはずでございます。ことに生業資金のうちでは商業といいますが、これから業を始めようという場合の資金という必要が相当あるので、まずそういうことを御援助申し上げるのが国民金融公庫の幾

つかの使命のうちの大きな使命ではないか、従つて税を納めていないから金を貸さない、また納税の資格がないから国民金融公庫がやつておるといふことは、これは非常に間違つた考え方だと思いますし、おそらくそういうことはやつてないはずだと思います。なお国民金融公庫からも理事者が参つておりますから、もう一べん私からでなくお確かめ願つておいたら、その方がはつきりするかと思ひます。

○最上説明員 ただいま局長からお話がありました通り、私どもとしてそういうことはさせないようにはいたしておりますので、もし間違つてやつておるようなケースがございましたら、まことに申訳ないことでありまして、ぜひ改めたいと思つております。こういうことがあるのであります。私もその点につきまして前に話ございましたので、あれこれいろいろな方面に聞いて合せてみましたところが、県や市でもつて生業資金という少額の金を貸し付けておられます。その場合に一つの条件といたしまして、居住何年以上ということ、それから今の市の税金、県の税金を納めておるといふことを条件にしております。その方の間違ひではないかというようなことも実は考へておる次第でございます。

○春日委員 これはまことに重大な問題であると思つたので、疑義を一掃しておかなければならぬと思つたのでありますが、現在中小商工業者の滞納の状況が、先般来申し上げておられます通り、八百六十万件、一千四、五十億を越えるというような状況になつておるわけでありませう。こういうように滞納

が激化しておりますことは、やはりいろいろな業界の不振だとか、さらにそれに伴うところの金融梗塞、いろいろの問題が重なつて参つておるのであります。従つて公庫が融資を行う場合、その融資資格者としての条件の中に、税金を完納しておるといふことが加わつておるといふことを河野銀行局長もおつしやつておるし、今公庫からもそういうような御見解が表明されたと思つておりますが、そうなつて参りますと、現実の問題として、この国民金融公庫というものが、エマーシャル・ペー

スで融資を行つておるのではないのであつて、金融機関、主として商業銀行やその他の機関から対象とされてないような、比較的健全な内容を持つておる人々をこれによつて救済しておるところにこの公庫の意義と、その特別の権威があると思つておるわけでありませう。そこで税金を滞納しておるかどうか、このことで適格、不適格をよりわけるといふようなことになつて参りますと、これはほとんど市中の一般金融機関と何ら異なる形になつて参りまして、この国民金融公庫の持つ特殊の使命、性格といふものがそこでこんがらがつて参ります。だから私はその人がすばらであつて、これは極端な例を申し上げれば、税金を一べんも納めない。そういうような人は推して他を知らず、ことごとくにすばらであつて、貸しても返さないというような人は、当然そういうような人にまで金を貸せというのではないわけでありませう。このことは先般も私は局長に申し上げておいたのでありますが、しかし公庫の末端において、税金の滞納状況の調査が適格、不適格の判定の資料に

なるというような資料が出されておるといふと、やはり末端ではそのことに重点を置いて、税金を納めたら領収書をお見せなさい。そういうものがないとか、滞納しておるといふことになれば、これはためであるといふことになつて、多くの人々が結局恨みをのんで窓口から追い返されるという形になることは必然であります。

そこで私はお伺いをいたしましたのは、公庫から御答弁を願ひたいが、一体この税金、これは国税たると地方税たるとを問はず、税金の納めつぶりというものは、一体融資の適格、不適格を選ばず場合に、どの程度の条件に今供せられておるものか、この点をひとつこの機会に明確に御答弁願ひたいと思つたのであります。

○最上説明員 税金の納めぐあいは確かに調査項目の一つの重要なものになつております。全体で幾つございませうか、十数項の欄点があると思ひますが、その一つになつております。しかし御心配になるように、決して税金を納めていないからいけないというのではないのであります。納めていないのにもいろいろ御事情がありまして、その御事情によつてもつともだといふことになれば、その点は決してさわりにはならないのでございませう。先ほどお話がございましたように、開業間もなくまだ税金など納めていない、そういう方にもどんどんお貸付いたしておりますし、それからまた税務署の査定が不当で、そのためになつておる。そういう場合はまだ納めていない、こういう場合につきましても、理由ありとわれわれの方で認められますれば、そういう点は問題にせず

にお貸付をしております。決して税金を納めないからすぐだめだといふのはございませぬ。一つの私どもの、その方の返済意欲あるいは返済の習慣、そういうものを見る重要なポイントにしておるといふだけでございませう。

○春日委員 現在のこの社会情勢におきまして、税金というものがその人物を鑑定する大きな資料としてはたして適切であるかどうかということについて、ひとつこの際十分公庫においても御検討願ひなければならぬと思つたのであります。現在滞納件数が八百六十万件に及んでおる。これは実に膨大な数でございまして、このことは、すなわち国民の中の何パーセントに当りましようか、いずれにしても現在の納税者、特にこの公庫の対象となります中小企業というようなものを考えますとき、ごく少数の対象の中で、おそれなくその大部分の者が滞納者ではないかと思つておられます。このことは業況がはなはだしく没落しておるということや、あるいは政府の金融政策によつてもたらすところの欠滞その他いろいろの条件が錯綜してこういう滞納状況になつておる。そういう段階において、この滞納の事柄がやはり融資の条件の一つとして大きく作用をなさしめておるといふことは、従来はそれでよかつたかもしれませぬが、今日この段階においてこれが適切な方法であるかということについては、今や私は再検討の段階にあるのではないかと思つてございませう。すなわち社会的に、納めようと思へば税金が納められるという一般的な情勢のもとにありまして、何人もが納めておる。しかるにその少数の諸君が滞納しておるとい

は、お貸付をしております。決して税金を納めないからすぐだめだといふのはございませぬ。一つの私どもの、その方の返済意欲あるいは返済の習慣、そういうものを見る重要なポイントにしておるといふだけでございませう。

ことであれば、その人格ははなはだけ  
しからぬことであり、その事柄を深く  
探求して、やむを得なかつたものであ  
るかどうかを調べたり、いろ／＼検討  
を必要とするでありましようけれど  
も、この滞納というものが、今やその  
事業経営のうちの不可避的な一つの現  
実の問題となつて露呈して参つておる  
のでございます。この問題を解消しよ  
うと思つても、なか／＼これは簡単に  
解決はできません。そこで公庫が十数  
項のうちの一つの巨大項目としてこの  
問題を掲げております以上は、多くの  
諸君がこのことのためにねらわれてお  
るという事はいなみがない事実であ  
ります。現在大休件数において申込  
の三分の一か四分の一しか応諾はでき  
ないといわれておりますが、そのけら  
れた三分の二なり四分の三の諸君  
は、おそらくはこの税金滞納のゆえを  
もつて不適格になつた諸君が多々あ  
らうと私は思うのであります。従いま  
し、この税金滞納の有無を現実  
に探求することなくしては、その人物  
の返済意欲の認定ができないというこ  
とではないであらうと思つてありま  
して、これにかわるところの適切な  
幾多の方法はあらうと思つてあり  
ます。あなたの方の事務をさらに煩瑣  
にするかも知れませんが、問題  
は国民金融公庫の持つておるところの  
使命、性格というものをひとつ十分お  
考えを願わなければならぬのであり  
まして、税金が納め得られないよう  
な、こういう不健全な人々をこそ、国  
民金融公庫が救つて行かなければなら  
ない。救つて税金の完納できるような  
態勢にその事業を強化、補強して行か  
なければならぬ。こういう社会保障

的な立場においてこの金融を考えます  
場合、この税金の問題は十数項目にお  
たるこの適格性単位の認定条件の  
中から、これはむしろ削除されるべき  
であると私は思うが、この機会に、河  
野銀行局長はこの問題をどういうぐあ  
いにお考えになつておるか。

もとより納税は国民の三大義務の一  
つで、今は一大義務はどうなつたか知  
りませんが、(笑声) いずれにしても  
重大な国民の義務であります。従いま  
して三大義務というものはどうも古典  
的で、今の実情に沿いませんが、反動  
的によつて復古されようとしており  
ますので、やがてまたそのようにな  
るからとしましても、この納税という義務は  
あらゆる政策を通じて強調されて行か  
なければなりませんけれども、少くも  
も国民金融公庫が、その事業を通じて  
納税せしめるような行政措置を考へて  
行くというようなことは、これは明ら  
かに不当な事柄であらうと思つてあ  
ります。国民金融公庫としては、その  
人がほんとうに金を返す人であるかど  
うか、貸してはたしてこの業態から返  
得るかどうか、こういうことを十分認  
定するためには、十分な措置を講じな  
ければならないが、そのために税金の  
領収書の提出を求めて、初めてその認  
定をするという事は、きわめて安易  
に墮するにあらうと思つて、しかもその  
ことからたらすところの弊害は、国民  
金融公庫の使命と性格をあらまたしめ  
る結果になることを最もおそれるので  
ございます。従いまして現在その指導  
要綱の中に、そういう税金の問題が特  
筆大書されておるとするならば、これ  
は一応削除願つて、単なる一つの参考

条項くらいに軽くこれを取りかえて、  
現在の経済情勢、社会情勢に合致し得  
るような方法にこれを變更する意思は  
ないかどうか、この点ひとつ河野局長  
から御見解をお示し願ひたいのであ  
ります。

○河野政府委員 お話の点、こもつと  
もな点が多々あると思つて。ただこ  
れは、御承知のように政府機関たる国  
民金融公庫等の貸出しの態度というも  
のは、なか／＼運営がむずかしいと思  
うのであります。お話のように、単なる  
営利機関——営利機関という言葉は悪  
いのですが、私的な機関である銀行そ  
の他と同じ貸出し態度に出るといふこ  
とがいけないことは当然であります。  
しかしながらこれはあくまで金融であ  
る。従つて補助金を出す、あるいは単  
なる救済、そういうことであつては  
ならぬという線がやはり一方にはあ  
る。いわんやその金の源が国の租税と  
か、そういう大切な金から出してお  
る大切な金を貸す場合には、確実に回  
収されるということが一つの条件にな  
る、かように考えるのであります。従  
いまして私どもは、確実に返るとい  
うことをどうしても条件の一つにしな  
ければならぬと考へるのであります。  
て、それを判断いたします材料のもろ  
もろの条件のうちの一つとして、税が  
納められておるかどうかということ  
考へて行くといふことは、やはり必要  
ではないかと私は考へております。た  
だこれにあまりにステイックして、こ  
れを非常に強く考へて税を納められ  
ば貸さぬとか、あるいは税を納めてお  
るものに限つて融資をするとか、そう  
いつたことに非常にウエイトを置く

いうことは、今お話のありましたよう  
な現在の経済情勢から見て適當でな  
い、かように考へます。従いましてこ  
れを非常に強い条件として考へるかど  
うかの点は、お話のように十分現在の  
実情に即したようにして参らなければ  
ならぬと思つておられます。これを全  
然貸出しをする場合の調査の対象にし  
ない、してはいけないといふところま  
で踏み切ることは、私としてはまだ  
かがかと考へておる次第であります。  
○春日委員 私の趣旨が御徹底願えな  
かつたかと思つてあります。私  
は国民金融公庫の基本的の問題につ  
いて、貸出しの基本的の問題について申  
上げておるのではなくして、本年  
度、ただいまこの滞納が非常に多い。  
このことはわが国租税制度始まつて以  
来の最悪のレコードなのであります。  
しかもあなたにはしばしば申し上げ  
しておる通り、今金融難のためにどん  
／＼つぶれて行つておる。手形不渡りが三  
月末で昨年同期の大体倍になつてお  
る。滞納もこれと並行して上昇してお  
るのであります。こういう状況下にお  
いて、滞納そのことを国民金融公庫の  
融資対象、選択の大きな条件にこれ  
を見ようといふことは、現段階にお  
いて適切であらうかどうかといふこの事  
柄であります。もとより国民金融公庫  
の資金源が国民の血税によつてまかな  
われておる。従つてこれが貸倒れにな  
らなければならぬといふことは、これは当  
然のことでありまうけれども、万全を  
尽くすことによつてこの公庫の使命、性  
格がゆがめられたり、ぼやかされてし  
まつて、その使命を十二分に發揮し得  
ないといふことがあつては何にもなら

ないのじやありませんか、角をためて牛  
を殺すといふことがあるのだから……。  
これの回収に万全を期するといふなら、  
単なる市中の商業銀行と少しもかわり  
がない。これが百パーセントの資金  
によつてまかなわれておるといふこ  
は、多少の危険はあるであらうが、し  
かしながらなおかつ金を貸して行くべ  
きであらうといふ国民の総意によつて  
機関ができておるのでありますから、  
従いまして多少の危険を含んで、なお  
かつ貸し出して行くといふこの立場に  
おきまして、八百何十物件というよう  
な滞納件数が現実にあるとするなら  
ば、従つて滞納そのことを貸出しの可  
否の条件としてこれを考へるような仕  
方を今はとらないで、他の方針によつ  
てその事業並びにその人物の鑑定を行  
つて行くといふことが、今のこの立場に  
おいては適切ではないか。こういうこ  
とを申し上げておるのであります。や  
がてはだん／＼と景気が挽回された  
り、あるいは輸出の振興でつくつた品  
物が売れて行く。売れば金が入つて来  
る。税金も納め得る。こういう状況に  
なつて参りまして、滞納件数もだんだ  
ん減つて参りましたならば、そういう  
一般情勢下においてはおかた滞納する  
といふのは、その本人に格別の理由が  
ある場合になるでしようけれども、こ  
ういふ段階においてやはり滞納者を排  
撃するといふことは、百パーセント  
諾されておるのではなく、申込者は三  
分の一か、四分の一しか応諾されてい  
ないとするならば、拒否された三分の二  
ですか、四分の三ですかの諸君は、や  
はりその滞納者であるであらうといふ、こ  
ういふ見解をわれ／＼は持つのであり  
まして、このことはたいへんいけな

いことは、今お話のありましたよう  
な現在の経済情勢から見ても適當でな  
い、かように考へます。従いましてこ  
れを非常に強い条件として考へるかど  
うかの点は、お話のように十分現在の  
実情に即したようにして参らなければ  
ならぬと思つておられます。これを全  
然貸出しをする場合の調査の対象にし  
ない、してはいけないといふところま  
で踏み切ることは、私としてはまだ  
かがかと考へておる次第であります。  
○春日委員 私の趣旨が御徹底願えな  
かつたかと思つてあります。私  
は国民金融公庫の基本的の問題につ  
いて、貸出しの基本的の問題について申  
上げておるのではなくして、本年  
度、ただいまこの滞納が非常に多い。  
このことはわが国租税制度始まつて以  
来の最悪のレコードなのであります。  
しかもあなたにはしばしば申し上げ  
しておる通り、今金融難のためにどん  
／＼つぶれて行つておる。手形不渡りが三  
月末で昨年同期の大体倍になつてお  
る。滞納もこれと並行して上昇してお  
るのであります。こういう状況下にお  
いて、滞納そのことを国民金融公庫の  
融資対象、選択の大きな条件にこれ  
を見ようといふことは、現段階にお  
いて適切であらうかどうかといふこの事  
柄であります。もとより国民金融公庫  
の資金源が国民の血税によつてまかな  
われておる。従つてこれが貸倒れにな  
らなければならぬといふことは、これは当  
然のことでありまうけれども、万全を  
尽くすことによつてこの公庫の使命、性  
格がゆがめられたり、ぼやかされてし  
まつて、その使命を十二分に發揮し得  
ないといふことがあつては何にもなら

ないのじやありませんか、角をためて牛  
を殺すといふことがあるのだから……。  
これの回収に万全を期するといふなら、  
単なる市中の商業銀行と少しもかわり  
がない。これが百パーセントの資金  
によつてまかなわれておるといふこ  
は、多少の危険はあるであらうが、し  
かしながらなおかつ金を貸して行くべ  
きであらうといふ国民の総意によつて  
機関ができておるのでありますから、  
従いまして多少の危険を含んで、なお  
かつ貸し出して行くといふこの立場に  
おきまして、八百何十物件というよう  
な滞納件数が現実にあるとするなら  
ば、従つて滞納そのことを貸出しの可  
否の条件としてこれを考へるような仕  
方を今はとらないで、他の方針によつ  
てその事業並びにその人物の鑑定を行  
つて行くといふことが、今のこの立場に  
おいては適切ではないか。こういうこ  
とを申し上げておるのであります。や  
がてはだん／＼と景気が挽回された  
り、あるいは輸出の振興でつくつた品  
物が売れて行く。売れば金が入つて来  
る。税金も納め得る。こういう状況に  
なつて参りまして、滞納件数もだんだ  
ん減つて参りましたならば、そういう  
一般情勢下においてはおかた滞納する  
といふのは、その本人に格別の理由が  
ある場合になるでしようけれども、こ  
ういふ段階においてやはり滞納者を排  
撃するといふことは、百パーセント  
諾されておるのではなく、申込者は三  
分の一か、四分の一しか応諾されてい  
ないとするならば、拒否された三分の二  
ですか、四分の三ですかの諸君は、や  
はりその滞納者であるであらうといふ、こ  
ういふ見解をわれ／＼は持つのであり  
まして、このことはたいへんいけな

ないのじやありませんか、角をためて牛  
を殺すといふことがあるのだから……。  
これの回収に万全を期するといふなら、  
単なる市中の商業銀行と少しもかわり  
がない。これが百パーセントの資金  
によつてまかなわれておるといふこ  
は、多少の危険はあるであらうが、し  
かしながらなおかつ金を貸して行くべ  
きであらうといふ国民の総意によつて  
機関ができておるのでありますから、  
従いまして多少の危険を含んで、なお  
かつ貸し出して行くといふこの立場に  
おきまして、八百何十物件というよう  
な滞納件数が現実にあるとするなら  
ば、従つて滞納そのことを貸出しの可  
否の条件としてこれを考へるような仕  
方を今はとらないで、他の方針によつ  
てその事業並びにその人物の鑑定を行  
つて行くといふことが、今のこの立場に  
おいては適切ではないか。こういうこ  
とを申し上げておるのであります。や  
がてはだん／＼と景気が挽回された  
り、あるいは輸出の振興でつくつた品  
物が売れて行く。売れば金が入つて来  
る。税金も納め得る。こういう状況に  
なつて参りまして、滞納件数もだんだ  
ん減つて参りましたならば、そういう  
一般情勢下においてはおかた滞納する  
といふのは、その本人に格別の理由が  
ある場合になるでしようけれども、こ  
ういふ段階においてやはり滞納者を排  
撃するといふことは、百パーセント  
諾されておるのではなく、申込者は三  
分の一か、四分の一しか応諾されてい  
ないとするならば、拒否された三分の二  
ですか、四分の三ですかの諸君は、や  
はりその滞納者であるであらうといふ、こ  
ういふ見解をわれ／＼は持つのであり  
まして、このことはたいへんいけな

ないのじやありませんか、角をためて牛  
を殺すといふことがあるのだから……。  
これの回収に万全を期するといふなら、  
単なる市中の商業銀行と少しもかわり  
がない。これが百パーセントの資金  
によつてまかなわれておるといふこ  
は、多少の危険はあるであらうが、し  
かしながらなおかつ金を貸して行くべ  
きであらうといふ国民の総意によつて  
機関ができておるのでありますから、  
従いまして多少の危険を含んで、なお  
かつ貸し出して行くといふこの立場に  
おきまして、八百何十物件というよう  
な滞納件数が現実にあるとするなら  
ば、従つて滞納そのことを貸出しの可  
否の条件としてこれを考へるような仕  
方を今はとらないで、他の方針によつ  
てその事業並びにその人物の鑑定を行  
つて行くといふことが、今のこの立場に  
おいては適切ではないか。こういうこ  
とを申し上げておるのであります。や  
がてはだん／＼と景気が挽回された  
り、あるいは輸出の振興でつくつた品  
物が売れて行く。売れば金が入つて来  
る。税金も納め得る。こういう状況に  
なつて参りまして、滞納件数もだんだ  
ん減つて参りましたならば、そういう  
一般情勢下においてはおかた滞納する  
といふのは、その本人に格別の理由が  
ある場合になるでしようけれども、こ  
ういふ段階においてやはり滞納者を排  
撃するといふことは、百パーセント  
諾されておるのではなく、申込者は三  
分の一か、四分の一しか応諾されてい  
ないとするならば、拒否された三分の二  
ですか、四分の三ですかの諸君は、や  
はりその滞納者であるであらうといふ、こ  
ういふ見解をわれ／＼は持つのであり  
まして、このことはたいへんいけな

とである。こういうわれ／＼は断定を  
してはばからぬのであります。従つて  
私は、本年度においてはこういう立場  
がいましばらく緩和されるに至るま  
で、この税金の問題はできるだけこれ  
を重視しないように、もつと他の方法  
によつてその企業と人物を十分鑑定を  
して、回収できるかできないかの認定  
をする。こういうような指導をすべ  
きであると思ひますが、これに對して  
局長はどう考へておられるか、重ねて  
御答弁を承りたい。

○河野政府委員 実際の貸出し、運用  
につきましても、御趣旨の点は十分に  
含んで、そういう方向に向つて指導い  
たしたいと思ひます。私どももいたし  
ます。調査要綱の中からこれを適  
当でない、かように考へております。

○春日委員 調査要綱の中から私はは  
ずせと要求いたしておりますが、今は  
ずすというところについてはさらに慎重  
を期すべき点もあるという御答弁で  
あります。どうか一つ公庫におかれ  
ましては、この質疑応答を十分重視され  
まして、今まで比較的重視されてお  
りましたところのこの税金の滞納とい  
う問題を、あまり大きくは評価されな  
い、他の方法によつてその金融対象を  
ひとつ十分検討していただく、こうい  
うことをお願いしたいと思ひます。

○最上説明員 御趣旨の点はよくわか  
りました。私どももいたしまして、  
今この納税状態というものの調査を捨  
てるということはどうできないかと

存するのでございますが、その使い方  
につきましても十分慎重にやりまし  
て、納税してないからすぐだめだとい  
うふうな機械的な結論を出すことは避  
けるように注意いたしたいと思ひま  
す。

○春日委員 この機会に銀行局長にお  
伺いをいたしておきたいと思ひます  
が、この金融債の問題であります。二  
十八年度は三百億の金融債が予算の中  
に組まれておりました、本年度はこれ  
が百億円減せられておられると思ひま  
す。そこでこの減せられた範囲

内における調節において、特に中小企  
業の資金源の操作のために、相当の政  
治的な配慮を願いたいということであ  
つたのであります。そこでその二百  
億円の金融債の割当については、特に  
商工業者等から、この配分において十  
分政府の深甚なる考慮を願いたいとい  
うことを陳情して参つておるのであり  
ますが、昨年は長期信用銀行に百十  
億、興銀に百三十億、農林中金に二十  
億、商工中金に四十億というような配  
分がなされておつたと思ひるのであり  
ますが、本年度においてはこれが総額に  
おいて、わくが百億円圧縮されてお  
ります。こういうような比率で、もしこ  
れが按分的に圧縮されて参りますなら  
ば、当然中小企業金融関係においても  
相当の圧縮を見なければならぬと思  
ひますが、この配分の中におい  
て、今度中小企業関係にこの金融債を  
相当額ふやして、足らざるところを補  
つていただきたいと思います。後どうい  
うふうに進められておられますのか、政府  
にこういう要望にこたえられる御用意  
があるかどうか、この機会に一言伺つ

ておきたいと思ひます。

○河野政府委員 今度は財政投資を非  
常に圧縮しました関係から、金融債は  
昨年比べて相当減少いたしてござい  
ました。ただ数字は今二百億とおつしや  
いまして、去年に比べて百十億の減少と  
いうことになつておるのであります。

○春日委員 長期信用銀行とか興業銀  
行とか、こういう金融は主として大企  
業に向けられる資金であらうと思ひわ  
けであります。しかしながらわれ／＼  
が申し上げるまでもなく、大企業に対  
する金融というものは日銀の一般銀行  
に對する貸出し残高等からも大体推測  
されまます通り、政府の施策を通じて相  
当の保護が行われておるのでございま  
す。一方中小企業に對する問題は、昨  
年同期の政府預託を本年度と比べてみ  
ますと、すでに三百数十億円の減少を  
求しておる。こういうような状況下に  
おいて、同じような按分率によつて絶  
對額がこの商工中金債において減じら

れるというふうな結果になつて参りま  
するならば、このことはさらに中小企  
業金融を圧迫するものでございまし  
て、よつてもたらずとこの影響は甚  
大であらうと思ひるのでございます。日  
銀の貸出しを通じ、あるいはこの状況  
において長期信用銀行あるいは興業銀  
行の融資対象となるような大企業は、  
今回税制措置を通じて、特別措置法で  
總額において七百億円近いところの減  
税が行われておる。あらゆる施策を通  
じて大企業にいろ／＼な援助、保護政  
策がとられておるのでござい、ます。か  
ら、しかしてこの金融債のわくの配分  
の範囲においても、相願わくばこの商  
工金融債は四十億の昨年度の限度額を  
ぜひとも確保したいと思ひるのであり  
ます。そのことは必然的に長銀あるい  
は興銀等の債券引受の減少をもたらし  
てありましようけれども、このことは  
国の全般的施策を通じて、その程度の  
ごしんぼは願ひ得るのではないと思  
ひます。絶対額に限界がありますから、一  
方で保護されれば一方が圧縮されるこ  
とは当然であります。中小企業の金融  
梗塞の激化に伴ひまして、少くとも商  
工金融債だけは昨年と同額を配分され  
るといふことのために、河野銀行局長  
のせつかつくの御努力を強く御期待を  
いたしまして、今ここに御即答を願  
うことは困難でありましようが、あなた  
の誠意に御期待しまして私の質問を終  
ります。

○福田(業)委員 ちようどよい機会  
ですから、国民金融公庫の理事の方に一  
点伺ひながら、つい最近国民金融公庫  
に關して私の見聞した点を一、二申し  
上げて御参考にしてほしいと思ひま  
す。

○最上説明員 普通の場合にまず窓口  
においてになりまして、こういうわけ  
で資金を借りたいのだがどうだろうと  
いう御相談がござい、ます。これはごく  
普通のケースを申し上げるのでありま  
す。そのときにあなたさんはどうもそ  
ういう御用途ではだめだ、あなたさん  
はよろしいというところである程度お  
話をしまして、それからいいという方  
は申込み書をやんと正式に書いていた  
だ、場合によつてすぐ申込み書を出  
し願ひ場合もありません。その申込み書  
をいただきました、今度その順序に従  
ましてお世話するわけであり、ます。そ  
の場合に支所によつて若干の相違がご  
ざい、ます。一番普通にとられてお  
りますのは、時日を指定しまして、その  
ときおいでを願ひつて、お伺ひす  
るわけであり、ます。その際に帳簿類な  
りあるいは証憑書類を持って来ていた  
だ、く。そうしてそのお話しで大体こ  
の方はお貸付できるということになり  
ます。今度私どもの方の外を調査す  
る者がお出かけて参りまして、実地にお  
仕事の状態を拝見して、その結果を書  
類にまとめまして、内部の課長なりそ  
の上の次長、所長というところに書類  
をまわして、皆が見て妥當だといふこ  
とになりますとお貸付するといふこと

ます伺ひたいところは先ほど恩給に  
關する公庫の事務取扱に關して詳  
細に御説明あられたので、われ／＼  
も了承いたします。か、一般の零細金融  
と申しますか、中小企業金融の對象と  
申しますか、あなたの方の窓口へ申し  
込まれる相手方に対して、どうしてイ  
エスカノーカを決定されるか、またそ  
の貸出しの順序をこの際御参考に向  
いたと思ひ、ます。

○最上説明員 普通の場合にまず窓口  
においてになりまして、こういうわけ  
で資金を借りたいのだがどうだろうと  
いう御相談がござい、ます。これはごく  
普通のケースを申し上げるのでありま  
す。そのときにあなたさんはどうもそ  
ういう御用途ではだめだ、あなたさん  
はよろしいというところである程度お  
話をしまして、それからいいという方  
は申込み書をやんと正式に書いていた  
だ、場合によつてすぐ申込み書を出  
し願ひ場合もありません。その申込み書  
をいただきました、今度その順序に従  
ましてお世話するわけであり、ます。そ  
の場合に支所によつて若干の相違がご  
ざい、ます。一番普通にとられてお  
りますのは、時日を指定しまして、その  
ときおいでを願ひつて、お伺ひす  
るわけであり、ます。その際に帳簿類な  
りあるいは証憑書類を持って来ていた  
だ、く。そうしてそのお話しで大体こ  
の方はお貸付できるということになり  
ます。今度私どもの方の外を調査す  
る者がお出かけて参りまして、実地にお  
仕事の状態を拝見して、その結果を書  
類にまとめまして、内部の課長なりそ  
の上の次長、所長というところに書類  
をまわして、皆が見て妥當だといふこ  
とになりますとお貸付するといふこと

とになりますとお貸付するといふこと

になりすとお貸付することになりま  
す。今度その方に手続を御通知をし  
して、おいでを願つていろ／＼な書類  
を御提出願う、そしてその際にお金をお  
渡しする。こういうのが普通の順序で  
ございます。

○福田(繁)委員 一応普通の順序はよ  
くわかりまして、われ／＼も納得でき  
るのであります。そこで伺いたいの  
であります。初め申込みを受けて金の  
用途を聞かれて、その上で申込書を渡  
されて、今言つた順序をふむのであり  
ますが、その申込書に対して、これは  
ノーである、これはイエスであるとい  
うことは、公庫の御本店で決裁される  
のか、それとも最近できております支  
店長の権限で決裁されるものか、これ  
を参考に伺いたいと思ひます。

○最上説明員 私どもの一般の支所と  
申しますところでは、五十万までの貸  
付については支所長の権限でできるこ  
とになっております。それ以上になりま  
すと、本所へまわして決定いたします。  
○福田(繁)委員 よくわかりました。  
そこで私の最近見聞しましたことで、  
私が非常に判断に苦しんでおる点を  
二、三御参考に申し上げたいと思ひま  
す。

今あなたがおつしやいましたごとく  
に、金のほしい者は窓口に行つて、係  
官に事情を申し上げて、金の用途、あ  
るいはまた必要な公正証書、あるい  
はまた担保物件等を折衝されて、  
それからよろしいからというのでそ  
の申込書を見るわけです。そしてそ  
の申込書を見ましたならば——きよう  
あなたがお越しならば参考を持つて参  
りたかつたのであります、その申込  
書を見ますと、わざ／＼片一方のすみ

の方に赤い判を押されて、この書類は  
本人が提出することを要する、本人が  
持つて参つて説明せよという御懇切な  
ことが書いてあるわけなんです。きよ  
うでありますから、一日千秋の思いを  
して、国家の金であるから零細な金と  
いえども早くそれを借りて、まさに行  
き詰まらんとしておる自分の小さい仕  
事を切り開いて行きたいとの一念に高  
ぶつておるものでありますから、忙し  
い仕事をほつておいてわざ／＼その書  
類を持つて支店へ参るわけなんです。  
そこでその記載してあることを長時間  
にわたつてつぶさに申し上げて、そし  
て追つてそのうちに調査に参るとい  
うことになつたものだから、近々御調査  
に來られるものだと思つて待つていま  
すれば、その通り四、五日たつて調査  
には事実上來られております。調査に  
來られたところと、書類を渡されるこ  
き窓口でお聞きなすつたことと一分  
一厘の違いはないわけです。しかるに  
調査を済まされて歸つて三、四日たつ  
てから、ガリ版のはがきで、せつかく  
のお申出であるけれども、現在何さま  
公庫の手元が不如意なので、御貴志に  
沿いかねるから、この際お断りすると  
いうところの、はがき一本で断られて  
いるわけなんです。これは法からいつ  
ても突に扱ひ方が冷淡きまゐる。一体  
幾ら申込みしたのか、五十万円ござ  
いますと。そんなはずはない、五  
十万なければ三十万、なければ二十万  
ということになるはずなんだが、どう  
もおかしいというので、いろ／＼聞いて  
みますれば、これは八百屋さんであ  
りますが、東京都内にあちらこちらの八  
百屋の連合会がありますので、あなた  
の管下の新橋とか新町とかいう支店に

借入れを申し込まれたものと私は存じ  
ております。これとは同じ資格で、同  
じ内容で、同じ順序で、同じ金額五十  
万申し出た。しかるに新橋とか新町の  
支店の方はいともスムーズに行つて約  
四十万ほど最近に決裁ができたとい  
うわけなんです。そうすると、同じ性質のも  
のであつて、同じ金融公庫であつて  
も支店が違ふからといつて、かよう  
にはがき一本でいとも簡単にやられた  
ならば、これは銀行の性質なり成立ち  
からいつても非常にぐあいが悪い。も  
う少し念を入れて、五十万でなければ  
四十万、四十万でなければ三十  
万、全然はがき一本、ガリ版一本で断  
るならば、わざ／＼本人を呼んでその  
申込みをさして、その本人のうちの突  
地に調査して、調査したところが物件  
がないとか、抵当に入つておるとい  
うのならいざ知らず、りつばなもので申  
込書に書いた通りであるならば、はがき  
一本でキャンセルするということ、  
ちよいと私はどうかと思ひます。そこ  
でわれ／＼が申し上げたいことは、先ほ  
どからの同僚諸君からの御意見にあり  
ました通り、五十万の融資を百件され  
るよりも、二十万ずつでも二百五十  
件にやつてもらう方が、この法律も生  
きるわけでありまして、もう五十万  
がいけなければ四十万、四十万がいけ  
なければ三十万というように、なるほ  
ど先ほど銀行局長のおつしやつたよう  
に、営利を目的にしておるのではあり  
ますまいけれども、相手が相手であ  
りますから、この借入れの申込みをし  
ておる者に対してもう少し人間愛を生  
かしてもらいたい。そうしてもらはぬ  
ことには、国家資金をもつてこの公庫  
をつくつておきながら、結果は国民か

ら怨嗟の声を聞くということはお互  
いに莫大な損害でありますから、この点  
を私は強くあなたに要望いたすのであ  
ります。銀行局長なり大蔵政務次官  
は、最近の金融の推移によつてとい  
うことをとき／＼言われるのであります  
が、今日くらい中小企業の零細なもの  
が金融の引締めによつて深刻に困つて  
おるときはないのであります。少くとも  
そういう点には十分注意をされて——  
公庫が成り立つて以來短期間といえど  
も、せつかく国民が非常な希望と感謝  
の念を持つておるのでありますから、  
これらの点も考慮されて、細心の御注  
意を末端にまでされて、そうしてい  
ゆる政府資金をもつて運営しておるこ  
ころの金融機関として範を示すよう  
にせひともやつてもらいたい。この点を  
理事の方に強く要望し、また御参考  
に供しておきたい、かように思つて  
す。

○山本(勝)委員 私も一つお尋ねを申  
し上げます。ただいま福田委員から申  
されたことは、私も実は申し上げたい  
と思つておつたのであります。うま  
く申されましたので申し上げます。  
ただ一つ今度の法案の附則において  
「国民金融公庫法の一部を次のように  
改正する。」というところで、国民金  
融審議会の定員をふやして、その委員  
に恩給関係の代表者を加えるというお  
考えのようでありまして、ほんとうに  
そういう必要があるのか。と申します  
のは、行政改革ですでに一般に問題に  
なつておりますように、審議会など  
いろいろものは、われ／＼の見たところ  
はほんとうになければならぬほどの働  
きをやつておるようには見えない。それ  
をだん／＼整理して行くという方向に

あるときには、先ほど春日委員でし  
たが申されましたが、手が足らぬけ  
れば人をふやしてという点は賛成です  
けれども、無用なものは一人でもふや  
ぬ方がいいのです。国民金融審議会と  
いうものが、これまでほんとうに活動  
しておつたのか、この金融機関の機能  
を果すためにやつておつたかどうか  
ということには私は実は疑問を持つてお  
る。前々から大蔵委員をやられた方に  
聞いても、だれが国民金融審議会の委  
員になつておるのか、そんなことは皆  
さん御存じないようであります。それ  
をさらに定員をふやして、ことに恩給  
関係の代表者を加えるといひますけれ  
ども、老衰心のような方が、だれが代  
表になるのか。今度それを入れるとい  
うことになる、いろ／＼付随しためん  
どうな問題が起るじやないか、どうし  
てもこれをふやして入れなければなら  
ぬという理由があるのなら承りたいと  
思ひますが、それほどでないなら、こ  
ういう定員をだん／＼減らして行くこ  
きにふやして加えるということはどう  
かと思つたのですが、いかがなものでし  
ようか。

○河野政府委員 国民金融審議会の性  
格あるいはその必要性につきましては  
は、いろ／＼御意見はごもつともな点  
が多いと思ひます。審議会自体が一体  
必要ありやなしの点は、それは私  
も現在の情勢に応じて十分に検討しな  
ければならぬと存じておりますが、現  
在のところこれを廃止するといふこと  
ろまで結論を出すのは早い、簡単に結  
論だけを申し上げますとこう考へてお  
ります。

さてこの審議会をしばらく、少くとも  
自分の間は存置するといひました

さてこの審議会をしばらく、少くとも  
自分の間は存置するといひました



場合に、恩給関係の代表の方を一人加えるという事は——これは実は国会方面にも、かねて恩給金庫といったようなものをつくるべしという御意見もあるわけであり、そういう意見については私も反対ではありませんが、少くとも国民金融公庫がこの仕事をやつて参るといふ以上は、恩給受給者の立場を十分に反映する様な機会を与えらるゝことが必要であるといふことは、国会方面からも強い御要望が出ております。現にこの審議会の委員には——公庫は現在更生資金と申しますか、例の引揚者を対象にした資金の貸付を行つておられますが、この関係から引揚者の代表といふ事は、そういう方を一人お願いしておるようなわけでありまして、この国民金融公庫の貸出しを行いまするゝな種類の貸出しに、その関係についてその立場を主に代表して意見を述べられる方が入られるといふことが、その本来の目的を達するために決してマイナスではない、やはりプラスになるものだと思はれております。従いましてこの際としては、審議会自体をどうするかという根本問題はありますけれども、この審議会を存置して行きます限りにおいて、十分にその実情を反映し得る方がこの審議会に入られることは適当ではないかと私は考へておる次第であります。

○山本(勝)委員 もう一つだけけつこうですが、そうすると、その審議会は年に何回ぐらひ開いて、恩給関係の代表者といふのはどういふ方を予想しておるか。地方でも恩給をもらつてゐる連中の団体などありますが、昔学校の校長をして八十ぐらひになつたようなじいさんが、恩給値上げ運動を一生懸命やつておる。地位からいふと、その人がある地方では一番上といふことになるのですけれども、この国民金融公庫の金を恩給を担保として借りるといふ場合には、その恩給関係の代表者といふのは、おそらくそういうところとはかけ離れたものではないかと思ひます。具体的には一体恩給関係のどういふ団体があつて、こういう人を予想しておるといふことがあるのですか。

○河野政府委員 審議会は大体四半期ごとに開いておられます。四半期ごとに事業計画、資金計画を審議をして立てる、こういうことが主たる目的であります。今度一人ふやしました場合に、審議会の委員にだれをするかという点につきましては、まだ私も具体的なことは考へておりません。十分内閣とも相談をいたしたいと考へておりますが、お話のように、この選考がなかなかむずかしいという点は確かにあると思ひますけれども、諸種の事情を十分に考へて、慎重に決定いたしたいと考へております。

に考へるのでありますが、一体年間予算で現行財政法によつて繰越し及び繰越明許費として計上された予算を、さらに大臣の考へ方によつて、国及び各官庁がそれらの責任においてやつておられます。その年度内に終らぬに翌年に繰越されるということから繰越しを認めるといふぐらひに、予算執行の上に大きな混乱を生じ得るようなことにこの法律によつてなりはせぬか、たとへば、こういうことがかりに認められると、政府の政策のいかんによつては、工事が一年間で完成せず三年なり五年なりの継続工事にこれが行われる、そうなりますと、当初の契約工事金額と、それから二年、三年、五年となつてきた場合の物価の変動、賃金の上昇に基づく予算がかわつて参ります。なるほど物価が上り賃金が上れば、次の年度の予算においてその分だけ計上すればよい、こゝ言ひますけれども、当初の契約は、この工事はこれ／＼の契約でもつてする、こゝなつてゐるわけでは、そういうことからいひましたら、一つは年度間の予算が非常に不明確になつて来るというところが言われ得るのですが、政府は翌年度に支出する債務負担の契約がどのように法律を改正しなければならぬほど、一体どれだけの工事件数、工事金額について繰越しを認めて行かなければならぬものをお持ちになつておるか、そしてその内容は一体どういふものが現在問題になつておるのですか、これを一応明らかにしていただきたい。

○井上委員 次に、財政法の一部を改正する法律案について二、三伺つておきたいのですが、従来繰越し及び繰越明許費を計上しておりました予算を、国が工事の契約をいたしてその債務負担を行うときに、今度は大蔵大臣の許可さえとれば翌年に支出する分については債務負担をしてもよろしい、こゝういふことになつたのと、それから各省庁の大蔵省の認可を受けた分については、その省庁における予算の繰越しについてもやれる、こゝういふ改正のよう

あらためて詳しく申し上げたいと思ひます。財政法等の一部を改正する法律案の第一条におきまして、四十三条の二項を改めておるわけであり、今回の改正の趣旨を平たく申し上げますと、御承知のように現在の財政法では、当然会計年度を厳守する建前になつております。四月から三月に終る会計年度がありますが、但しそれにあまりこだわりますと予算の執行上非常に不便を生ずるといふので、多少の例外を認めておるわけであり、その例外的な重要な一つが現在認められておる繰越しの制度でございます。この繰越しの制度が二つになつておりました、一つは、あらかじめ予算において繰越明許といふものをとりまして、そして大体これはとも一年間ではできさうもないといふ場合においては次の年度にわたつて契約と実行をすることができ、こゝういふ承認を経る形のもの、それから、一つはそういうあらかじめじめの承認を経ませんで、年度の末になりましてどうもできないうちがわかつた場合に、それが真にやむを得ない理由に基くときは大蔵大臣の承認を得てやるという、われ／＼が事後繰越しと呼んでおりますものがあつたわけであり、それで、この明許繰越しをいたします場合におきまして、契約も翌年度に繰越すことができるわけであり、ところが大蔵大臣の承認だけは、どうしてもこれは一応繰越すかどうかという場合に、たゞ明許を得てであり、現在のところでは承認を経ることになつております。それで大蔵大臣が承認をいたしますのは、従来におきましては實際問題といたしましては年度末三月三十一

日あるいはそれが過ぎて承認をするのであります。どうしてそういうことになるかと申しますと、従来の財政法の条文の書き方に非常に無理がありまして、各省各庁の長は、大蔵大臣の承認を経なければならぬといふことを、財政法の四十三条が書いておるのであります。それを受けておるの項で、その前項の承認があつたときに、初めて予算の配賦があつたと見なす、こゝういふことになつておるのであります。こゝで具体的に申しますと、金額が確定するのは大体三月三十一日であり、それから、その確定した金額を承認して、そして初めて何円といふこまかい数字の確定した金額の承認が行われた上で、あらためて予算の配賦があつた、こゝういふふうな観念になつておるのであります。それで結局、三月の三十一日あるいは四月に入つて出納整理期限のうちに承認をするということになりますと、どうしても書類を交付してそれを承認するために、多少の日数がかかりましたから、その間は承認がはつきりなされるまでは、りくつからいいますと工事ができないわけであり、す。いゝゆる空白が生ずるのであります。こゝういふことではおもしろくない。できることならば二月、三月の初めくらいには一応できるだけ承認をする。そして三月三十一日から四月一日に切りかわるときも、スムーズに繰越して工事ができるようにすべきである。これは特に寒冷地帯等においては、たださえ工事の円滑が非常に問題になつておる際でありますので、こゝういふ措置をとりたい。それには今の財政法のように、金額がすつかり確定したから承



認めるか認めないかということがやはり非常に問題になつて来る。たとえて申しますと、あなたの方で地方起債を許可しておりますし、またいろいろな補助を出しておりますが、この起債補助をやりやす場合に、当該の工事全体の契約を何ほど認めるか。そこで分割いたしまして起債を許可しておる。ところが本年かりにここに一億円の病院をつくるとして、二千万円の起債しか許可がない、来年は何ほあるやらさつぱりわからない、国全体の計画によつて来年何ほくれるかわからない。二千万円の工事だけは契約をさす、翌年度の工事の契約は全然不可能になつて参ります。国の起債許可が何ほあるかわからないということになります。そのうち、非常に高いものにつくということをして、全体の工事が最初の計画よりは非常に高いものにつくことをわれわれは聞かされておるのです。だから国が全体の工事に対しての債務負担を考へて請負契約を認める以上は、最初に地方公共団体のそういう事業計画に対しては全体のわくを一応認めて、そうして年度間の何をそれ／＼立ててやるということにすればいいのです。が、そういうこととひつかかつて来ると思つて、だからそういう工事を認めますか、認めませんかという問題が大蔵省としても起つて来ると思つた。だから地方は地方で御自由に当該公共団体の財政の規模を考へてやつたらよろしい、国がそこまで干渉する必要はないと言へば言えるのですが、そのしり全部に求めて参りますから、その点についてひとつ御検討をお願いしたいと思います。事実あなたがおつしやいますように、寒冷地帯方面のいろ／＼

な農業土木その他の工事が非常に遅延をいたして、予算関係との間に非常に困難をいたしておる実情を私も知つておりますので、そういう面において、突進に即した改正を行うというこゝとについては一向異議はありません。ただそういうことによつて、他のいろいろなものがこれを得たり賢しとして無用されて、こういう規定があるのだからこれで行けるのじやないかということを押しまくらればせぬかと思つておられます。簡単には許さないと思つておられますが、しかし保安経費その他いろいろの問題がありまして、この方面の圧力がまた時局の進展とともに相当危険が起つて参りますので、そういう点についてはひとつ十分御注意を願ひまして、筋を通していただくようにいたしませんと、年間会計の予算の措置というものは何ら意義がなくなつて参ると思ひますから、その点に対して政府当局の注意を喚起いたしまして、私はこの問題に対する質問は打切ります。

○平岡委員 関連して、今の問題ですが、たとえば保安経費というものが二十九年度において、数字が正確でありませんが、かりに六百億といたします。そうすると三十年の二月でも三月でもけつこうですが、その時分に未使用分が半分の三百億残つたといつたします。今度あらためて三十年度の予算を組むときに、やはり前年通り六百億組むということになりますと、新たな財源として三百億を考へて、前の使ひ残りと合せて六百億をあらためて組む。従来でしたらこういうことであつたはずです。ところが私これで心配するのは、たとえば二十九年度に六百億の予算を組んで、三十年の二月に三百億を残しておるのだけれども、一応これは契約してしまおう。こういうことではほんとうなら使ひ残しになるべき三百億を、やはり三十年度に使うべき契約をしてしまふ。そうしますと、二十九年度の六百億は一応全部使ひ果したといふことになりまして、それで三十年の当初予算を組む場合、あらためてそこに六百億を計上することになれば、これは実質的には二箇年にわたつて六百億プラス六百億ですから千二百億になります。そういうふうな点で、やはり保安経費とか、そういうものの支出はどうしても絶対量がふえて来るという懸念があらうと思ひます。これは傾向的な点を指摘したわけですが、それからも一つお伺ひしたいのは、三十年の当初予算を組むときに、今言つたような経費は、一応あらためて六百億というものを組んだ場合、二十九年度の二月に、三十年に使用すべきものとして繰越した三百億というものは、どんなふうな解釈されますか。その場合に、これは三十年における六百億のうちに含まれますか。

○佐藤(一)政府委員 ちよつと全体として御説明があると思うのですが、今の仮定の六百億のうちで、従来であるならば三百億使つて三百億は不用になるだらう、こういうお話があつたわけですが、従来とその点少しもかわりはないと思ひます。つまりかりに六百億を使ひ、残りがあつたそのうちでもつて、御承知のように明許繰越しの場合には予算権そのものを繰越すことができないのです。すなわち契約を全然しませんが、普通の事故繰返しの場合ですと、契約だけはしておき、しかし事業が進まない、支払いが進まないという場合の繰越しでありまして、明許繰越しを得ておられます。これは六百億全部を、もしまだ契約をしておりませんならば、次う三十年度に持ち越して契約することも可能なのであります。従来からそういう道は開かれておるわけでありまして、ただ大蔵大臣が承認をいたしますときに、六百億は必要としないかといふことについて承認を与えなければ、それは落ちるわけですが、その関係は今何ら改正を受けてないのから契約を結ぶということになつたものについては、この四十三条の三の翌年度にわたる契約ということは、契約自体が翌年度まで持ち越されたわけでありまして、必要はないわけですが、この条文に該当いたしますのは、前年度の終りに契約をするというような場合に便宜であるというときに限ります。つまり明許繰越しというのは、現在は一會計年度の原則があるわけでありまして、実質上は二年にわたる會計年度が認められておるという制度でありまして、従いまして三月までに全然契約しない、四月に入つてからやるということも可能なのであります。ところが大蔵大臣が承認をするかしないかといふことは、従来のようにできるだけ厳重な方針でやるという点についてかわりはないと思ひます。その運用の問題は御心配のないように厳重にやつて行きたいと思つております。

○浅香委員 動議を提出いたします。中、政財法等の一部を改正する法律案、国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案の両案並びに財政法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきましても、この程度に打切り、討論を省略してただちに採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 浅香君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○千葉委員 御異議なしと認めます。よつて右両法案及び修正案に対する質疑はこれにて打切り、討論を省略してただちに採決に入ります。

まず財政法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

最初に本案に対する黒金君提出の修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○千葉委員 起立総員。よつて本案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○千葉委員 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。本日議決

